

II 振興山村の概要と特別措置

II 振興山村の概要と特別措置

1 振興山村の概要

振興山村は、山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）に基づき、要件（1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人／町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていないこと）を満たしている山村（旧市町村単位）から、都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）が指定することとなっている。

振興山村の指定は、本法制定以降順次行われ、昭和47年度までに大方の手続きを終了したが、その後、昭和55年に、熊本県の天草島が本土との連絡橋設置に伴い離島振興対策実施地域の指定を解除されたこと等を受け、5つの旧市町村の指定が行われた。

現在、振興山村数は旧市町村単位で2,104、現市町村の単位で734市町村となっている。

表－2 全国における山村の位置付け

	振興山村	全国	
		対全国比	
市町村数(R7.4.1 現在)※1	734	43%	1,719
旧市町村数(S25.2.1 現在)	2,104	19%	11,241
総面積(※2)(万ha)	1,789	47%	3,780
うち林野面積(R2.2.1 現在)※3	1,513	61%	2,477
うち経営耕地面積(R2.2.1 現在)	69	21%	323
人口(R2.10.1 現在)(万人)	319	2.5%	12,615

※1 東京都23区を1市町村として含む。

※2 R2.10.1現在。振興山村の総面積は、H27.2.1現在。

※3 林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地の面積を加えた面積をいう。振興山村の林野面積は、2015年から2020年の変化分を、市区町村ごとに2015年の林野面積に応じて按分し、推計。

出典：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

表－3 振興山村の指定状況

区分	S41 3.31	S41 12.20	S42 12.15	S43 12.28	S44 12.27	S45 12.24	S47 2.3	S47 3.5	S55 4.2	合計
旧市町村数	137	182	250	306	357	378	389	100	5	2,104

表－4 振興山村市町村数(R7.4.1 現在)

都道府県名	市町村数 (A)	振興山村市町村数			B/A(%)
		合計 (B)	全部山村	一部山村	
全 国	1,719	734	200	534	42.7
北海道	179	96	68	28	53.6
青森	40	23	12	11	57.5
岩手	33	29	8	21	87.9
宮城	35	11	2	9	31.4
秋田	25	20	4	16	80.0
山形	35	26	5	21	74.3
福島	59	37	14	23	62.7
茨城	44	6	0	6	13.6
栃木	25	11	0	11	42.3
群馬	35	19	7	12	54.3
埼玉	63	8	0	8	12.7
千葉	54	1	0	1	1.9
東京	40	2	2	0	5.0
神奈川	33	3	1	2	9.1
新潟	30	17	1	16	56.7
富山	15	8	0	8	53.3
石川	19	14	0	14	73.7
福井	17	12	1	11	70.6
山梨	27	19	5	14	70.4
長野	77	49	20	29	63.6
岐阜	42	16	2	14	38.1
静岡	35	13	1	12	37.1
愛知	54	6	1	5	11.1
三重	29	16	0	16	55.2
滋賀	19	6	0	6	31.6
京都	26	12	1	11	46.2
大阪	43	0	0	0	0.0
兵庫	41	15	0	15	36.6
奈良	39	16	10	6	41.0
和歌山	30	17	3	14	56.7
鳥取	19	14	4	10	73.7
島根	19	15	3	12	78.9
岡山	27	19	2	17	70.4
広島	23	14	0	14	60.9
山口	19	8	0	8	42.1
徳島	24	11	1	10	45.8
香川	17	6	0	6	35.3
愛媛	20	15	1	14	75.0
高知	34	28	6	22	82.4
福岡	60	12	0	12	20.0
佐賀	20	3	0	3	15.0
長崎	21	0	0	0	0.0
熊本	45	24	7	17	53.3
大分	18	14	0	14	77.8
宮崎	26	16	8	8	61.5
鹿児島	43	7	0	7	16.3
沖縄	41	0	0	0	0.0

※東京都23区を1市町村として含む。

振興山村位置図

凡例

振興山村

都道府県界



2 振興山村を対象とした主な特別措置

(1) 山村振興法等に規定するもの

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ア 林業・木材産業改善資金助成法の特例 | … (法第 8 条の 6) |
| イ 基幹的な市町村道等の整備の特例(都道府県代行) | … (法第 11 条) |
| ウ 株式会社日本政策金融公庫資金の貸付け | … (法第 17 条) |

(2) 主な予算措置及び地方財政措置等

① 振興山村等に地域を限定

- | | |
|-----------------|---------|
| ア 山村活性化支援交付金 | [農林水産省] |
| イ 農山漁村振興交付金の一部 | ["] |
| ウ 中山間地域等直接支払交付金 | ["] |

② 国庫補助率の嵩上げ

- | | |
|------------------|----------|
| ア 農山漁村地域整備交付金の一部 | [農林水産省] |
| イ 鳥獣被害防止総合対策交付金 | ["] |
| ウ 林道開設 | [林野庁] |
| エ 林野火災対策用施設の整備 | [消防庁] |
| オ 公立小中学校危険建物等の改築 | [文部科学省] |
| カ 保育所の整備 | [こども家庭庁] |

③ その他の特例措置

- | | |
|----------------------------|-------|
| ア 国有林野活用の特例的取扱い(分収造林の分収割合) | [林野庁] |
| イ 辺地債についての特別措置(辺地度点数の加算) | [総務省] |

3 産業振興施策促進事項

(1) 制度の概要

産業振興施策促進事項は、平成 27 年 3 月の山村振興法の一部改正によって、新たに山村振興計画に記載する事ができることとされた事項である。具体的には、市町村が、予め、山村振興計画に、

- ① 産業の振興のための施策を促進する区域
- ② 地域資源を活用する製造業等の当該区域で振興すべき業種
- ③ ②の業種の振興を促進するために行う事業内容や実施主体
- ④ 産業の振興のための施策の期間

等を記載し、主務大臣の同意を受けた場合に、当該事項に基づいて行う一定の取組について、法律上の特例を措置するものであり、振興山村における地域内発的な産業振興を支援するため、山村振興計画の新たなスキームとして位置づけられたものである。

(2) 産業振興施策促進事項に伴う特例措置

ア 林業・木材産業改善資金助成法の特例

(林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間の延長)

未利用又は低利用の森林資源を活用して地域の産業振興を図る事業を実施する場合に、林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間をそれぞれ 2 年延長する。

○ 対象者

- ・林業者、木材製造業を営む者（林業若しくは木材製造業を営もうとする者、営む法人を設立しようとする者を含む）
- ・上記の者の組織する団体

○ 対象事業

産業振興施策促進区域において、上記の事業者が未利用又は低利用の森林資源を活用することにより、産業の振興を図る事業（森林資源活用型地域活性化事業）

○ 特例措置の内容

- ・償還期間 10年以内 → 12年以内
- ・据置期間 3年以内 → 5年以内

イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例
(補助金等に交付財産の目的外使用の際の手続きの簡素化)

産業振興施策促進事項に、産業の振興を図る事業として補助金等交付財産を転用して行う事業を記載し、主務大臣及び都道府県の同意を得た時には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の承認を受けたものとみなす。